



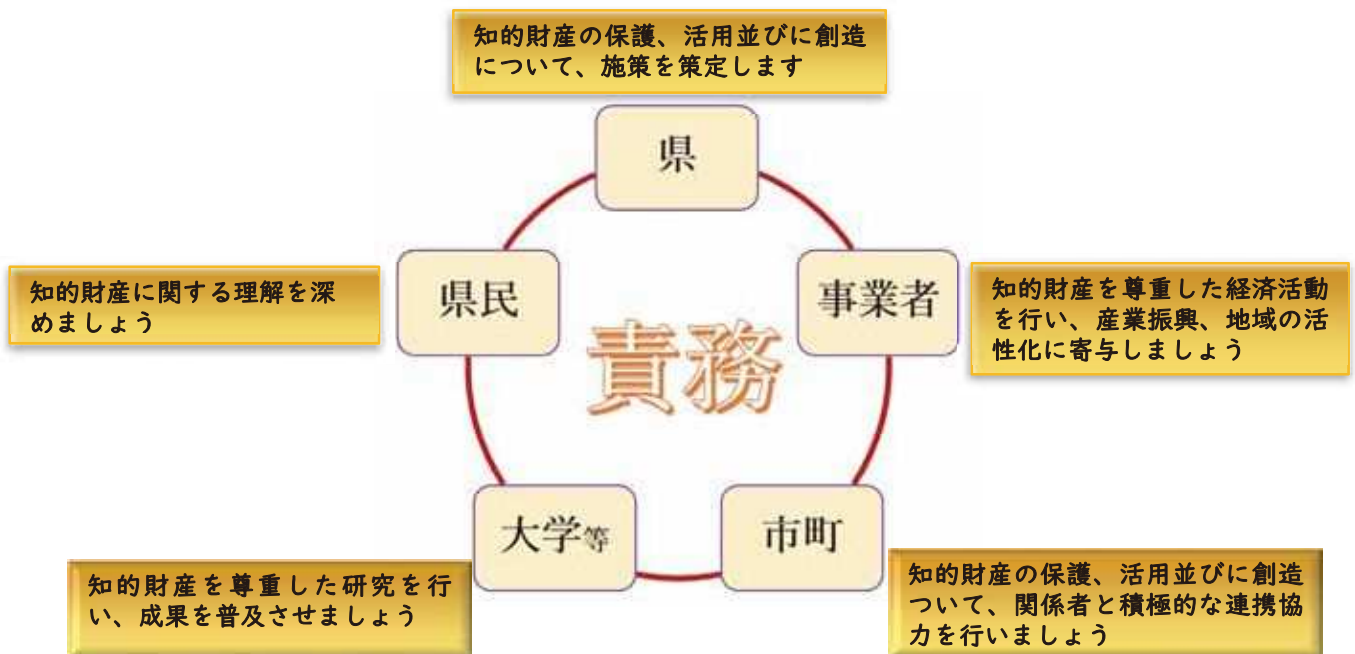
県林業試験場が半世紀以上の歳月をかけて、ひた向きに研究し、成果が実り「成長が早く」「強度が高く」「花粉が少ない」3拍子揃った高品質な「サガンスギ」が誕生しました。今年2月より出荷が開始されたところです。



このような中、2021年にデビューした県産ミカンの新品種「にじゅうまる」が、今年2月に不正に栽培され、県外の百貨店で不正に販売されていた事案が発生しました。

このため、県では、今年6月30日に施行された「佐賀牛」や「佐賀海苔 有明海一番」等世界に誇る高品質な農林水産物ブランドや、「いちごさん」、「にじゅうまる」、「サガンスギ」といった佐賀の農林水産物の未来を担う貴重な知的財産を、県民みんなで守り、育てる気運をさらに高め、佐賀ならではの強みを生かした新たな知的財産を生み出す好循環が佐賀の地に深く根を張ることを目指して、「佐賀県知的財産を大切に、みんなで守り、育て、新たに生み出す条例」を制定しました。

条例では、知的財産の保護、活用及び創造に関する基本理念を定め、並びに県、事業者、県民、大学等及び市町の責務を明らかにしています。



条例施行日に、農林業に関する品種の育成者権及び商標権等知的財産権の侵害に対して迅速かつ適切に対応するため、佐賀県農林産物品種流通対策チーム（以下「佐賀県品種Gメン」という。）が設置されました。佐賀県品種Gメンの構成は、本庁関係課、農林の試験研究機関の担当係長が構成メンバーとしてなっており、佐賀県品種Gメンの役割は、知的財産の侵害に対する通報窓口を設置、通報内容の事実確認及び現地調査、通報があった農林産物の買取、品種特定のためのDNA分析などが業務となっています。

（林業課 造林間伐担当 下野 智昭）